

根室市選挙管理委員会告示第 23 号

令和8年9月13日執行の第19回根室市長選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第8項及び根室市選挙ポスター掲示場の設置に関する条例第2条の規程によりポスター掲示場を、下記のとおり設置する。

令和8年6月1日

根室市選挙管理委員会
委員長 金澤英俊



記

1. 設置場所 別紙ポスター掲示場設置一覧表のとおり

なお、ポスター掲示場設置一覧表は、根室市選挙管理委員会事務局に留置く。